

証券コード 6458
平成27年6月8日

株 主 各 位

大阪市北区南森町一丁目4番5号
新晃工業株式会社
代表取締役社長 武田 昇三

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛・否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するよう、折返しご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 開 催 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 開 催 場 所 大阪市北区南森町一丁目4番5号
当社 5階 会議室

本年から株主総会にご出席の株主様への「お土産」はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

3. 目 的 事 項 報 告 事 項

1. 第66期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第66期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役4名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節減のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した対象の一部であります。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表
 - ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト http://www.sinko.co.jp/ir_list/shareholders/

(添付書類)

事業報告

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、総じて企業収益の改善傾向ならびに設備投資の増加傾向が続くなど、景気の緩やかな回復基調を維持いたしました。当業界におきましても、総じて底堅い需要が認められる事業環境で推移いたしました。

こうした情勢のもと、当社グループは、節電・省エネルギー空調を実現する製品の拡販、生産革新による品質の追求と更なるコストダウン、各案件に対する戦略的な受注展開、海外拠点の事業体制強化などに努めてまいりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

<日 本>

一時的な弱い需要局面から回復し底堅い需要が続くなか、売上高は30,499百万円(前連結会計年度比8.0%増)となりました。利益面におきましては、受注管理の強化およびトータルコストの圧縮等の取り組みが効果を維持し、セグメント利益(営業利益)は3,768百万円(前連結会計年度比18.5%増)となりました。

<ア ジ ア>

中国の安定成長および円安により、売上高は8,828百万円(前連結会計年度比14.9%増)となりましたが、タイにおける販売不振が響き、セグメント利益(営業利益)は444百万円(前連結会計年度比8.9%減)となりました。

この結果、当社グループの売上高は39,189百万円(前連結会計年度比9.7%増)となりました。利益面におきましては、営業利益は4,252百万円(前連結会計年度比15.0%増)、経常利益は4,636百万円(前連結会計年度比19.3%増)、税金等調整前当期純利益は4,504百万円(前連結会計年度比13.8%増)、当期純利益は2,610百万円(前連結会計年度比18.9%増)となりました。なお、経常利益は過去最高益を更新いたしました。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は687百万円であり、その主なものは海外の空調機器製造設備であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度の特記すべき資金調達はありません。

4. 対処すべき課題

当社グループは、事業環境の変化に耐えうる利益体質の構築と事業基盤の強化を経営課題としております。当社グループが取り組む重要課題は以下のとおりであります。

① 見積・受注・製造・出荷までのリードタイム短縮

国内市場は景気の回復とともに拡大が見込まれます。これまで整備した基幹システムを利用し、また更に改良を加えリードタイムの短縮を達成することで、業績向上を目指してまいります。

② トータルコストダウン

主力製品の原価低減を目標とした開発、製造に配慮した設計の推進、販売側から製造側への受注情報の精度アップを全社的に進めるとともに、製造拠点における生産革新活動により更なるコストダウンと品質向上の両立に努めてまいります。

③ グループ拡大への対応

当社グループの一員となった千代田ビル管財株式会社が、グループ事業の一角を担うべく安定的かつ着実な事業統合を進めるほか、事業のシステム化に関するノウハウ提供を進めることで、効率化を目指してまいります。また、グループ内の情報収集体制の整備等に注力し、コーポレート・ガバナンスを強化してまいります。

④ 法令順守と人材育成

当社グループは法令順守を企業存続の要諦と捉えており、今後も法令順守教育・体制強化に取り組んでまいり所存であります。また、ビジネスに必要な知識の習得を目的とした従業員教育プログラムを導入し、人材育成と組織の基盤づくりに取り組んでまいります。

今後の見通しにつきましては、景気の緩やかな回復ならびに企業収益の改善を背景に、設備投資の増加傾向が続き、当業界においても、事業環境は好転するものと見込まれます。アジア市場では引き続き政治的経済的事業環境の変化に注意を要する状況が続くものと思われまます。

こうしたなか、当社グループは、生産革新の更なる追求、省エネ製品等の市場浸透、システム改革による業務の効率化ならびに戦略的な受注展開を進めることによって、成長の維持を目指してまいります。アジア市場に対しては、海外拠点との連携を深めることで業容の拡大を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、何卒一層のご理解とご支援を賜わりますようお願い申し上げます。

5. 財産および損益の状況の推移

区 分	第63期	第64期	第65期	第66期
	(平成23. 4. 1～ 平成24. 3. 31)	(平成24. 4. 1～ 平成25. 3. 31)	(平成25. 4. 1～ 平成26. 3. 31)	(平成26. 4. 1～ 平成27. 3. 31) (当連結会計年度)
売上高(百万円)	30,596	32,024	35,738	39,189
経常利益(百万円)	3,308	4,601	3,884	4,636
当期純利益(百万円)	2,478	3,221	2,196	2,610
1株当たり当期純利益	95円48銭	125円39銭	85円98銭	98円74銭
純資産(百万円)	19,763	23,391	26,781	31,731
総資産(百万円)	38,940	41,697	46,059	51,424

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を除く）により算出しております。

6. 重要な親会社および子会社

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
新晃空調工業株式会社	195	100	空調機器、冷却塔および関連製品の製作、建築用資材の製造
新晃アトモス株式会社	60	100	空調用設備および消火設備の設計、施工、関連機器の販売、保守点検および整備
千代田ビル管財株式会社	30	100	建物設備全般の総合管理および各種清掃
日本ビー・エー・シー株式会社	300	75	氷蓄熱装置、冷却塔等の販売
上海新晃空調設備股份有限公司	百万中国元 159	50	空調機器の製作、販売

7. 主要な事業内容

当社グループは、空調機、ファンコイルユニット等の製造販売および関連工事等の空調機器製造販売事業ならびにビル管理事業等を主たる事業として行っております。

8. 主要な拠点等

(1) 当社

本社 大阪市北区南森町一丁目4番5号
東京支社 東京都中央区日本橋浜町二丁目57番7号
大阪支社 大阪市北区南森町一丁目4番5号
名古屋支社 名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号
名古屋三井ビルディング本館
SINKOテクニカルセンター 神奈川県秦野市菩提160番地の1
営業所 札幌・東北（仙台市）・九州（福岡市）

(2) 重要な子会社

国内 新晃空調工業株式会社 岡山工場、神奈川工場
新晃アトモス株式会社（東京都）
千代田ビル管財株式会社（東京都）
日本ビー・エー・シー株式会社（東京都）
海外 上海新晃空調設備股份有限公司（中国）

9. 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,472名	34名増

(注) 従業員数は就業人員であります。

10. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社 横浜銀行	1,252
株式会社 三菱東京UFJ銀行	1,118
株式会社 みずほ銀行	736

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 79,850,000株
2. 発行済株式の総数 27,212,263株
3. 株主数 12,756名（前期末比 10,192名増）
4. 大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社明晃	4,475	16.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,753	6.44
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,289	4.74
株式会社みずほ銀行	1,058	3.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	984	3.62
C B N Y - G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	750	2.75
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS	750	2.75
日本生命保険相互会社	621	2.28
株式会社りそな銀行	557	2.05
新晃持株会	539	1.98

（注）持株比率は自己株式11,895株を控除して算出しております。

5. その他株式に関する重要な事項

当社は平成26年8月22日開催の取締役会決議に基づき、公募による自己株式の処分（1,450,000株）およびオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による自己株式の処分（210,000株）を行いました。

III. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV. 会社の役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況等
武田 昇 三	代表取締役社長兼社長執行役員	
柏原 健 二	取締役会長兼会長執行役員	
津澤 勲	取締役兼専務執行役員管理本部長	
藤井 明	取締役最高顧問	
小野 康 宏	取締役相談役	
末永 聡	取締役兼執行役員東京支社長	
板倉 健 二	取締役	新晃空調工業株式会社代表取締役社長
藤田 充 也	取締役	藤田・金山法律事務所代表弁護士
小田 順 児	常勤監査役	
山上 久 夫	常勤監査役	
山田 積	監査役	
峯岸 瑛	監査役	峯岸瑛コンサルティング事務所代表

- (注)1. 取締役藤田充也氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役山田 積および監査役峯岸 瑛の両氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役藤田充也および監査役山田 積の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役峯岸 瑛氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

① 就任

平成26年6月27日開催の第65回定時株主総会におきまして、藤田充也氏が取締役に選任され就任いたしました。

② 取締役の地位の異動

氏名	変更後	変更前	異動年月日
小野 康 宏	取締役相談役	取締役副会長 兼副会長執行役員	平成26年6月27日付

平成27年3月31日現在の兼務者以外の執行役員の地位、氏名および担当は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
専務執行役員	宮 地 祥 一	大 阪 支 社 長
常務執行役員	内 海 昭 則	名 古 屋 支 社 長
執行役員	川 中 一	管 理 本 部 情 報 シ ス テ ム 部 長
執行役員	淡 田 完 司	技 術 本 部 部 長
執行役員	鍋 島 泰	技 術 本 部 テ ク ニ カ ル セ ン タ ー 長
執行役員	杉 沢 高 志	大 阪 支 社 副 支 社 長
執行役員	中 澤 信 幸	東 京 支 社 副 支 社 長
執行役員	三 輪 隆 康	名 古 屋 支 社 副 支 社 長
執行役員	佐 藤 秀 行	技 術 本 部 副 テ ク ニ カ ル セ ン タ ー 長
執行役員	青 田 徳 治	管 理 本 部 副 本 部 長

2. 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員 (名)	報酬額 (百万円)
取 締 役 (うち社外取締役)	7 (1)	151 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	20 (7)
計	11	172

- (注)1. 上記支給人員には、無報酬の取締役1名を除いております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成元年3月30日開催の第39回定時株主総会決議において年額300万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、昭和57年3月30日開催の第32回定時株主総会決議において年額50万円以内と決議いただいております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等の関係

取締役藤田充也氏は藤田・金山法律事務所の代表弁護士を兼職しております。なお、当社と藤田・金山法律事務所との間には、特別な関係はありません。

監査役峯岸 瑛氏は峯岸瑛コンサルティング事務所の代表を兼職しております。なお、当社と峯岸瑛コンサルティング事務所との間には、特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

取締役 藤田充也

就任後開催の取締役会13回の全てに出席し、弁護士の立場から企業法務に関する深い見識に基づき適宜発言しております。

監査役 山田 積

当事業年度開催の取締役会17回および監査役会11回の全てに出席し、とりわけ海外事情に精通しており、営業および管理に関して適宜発言しております。

監査役 峯岸 瑛

当事業年度開催の取締役会17回および監査役会11回の全てに出席し、出身分野である金融機関で培った豊富な知識・見地から適宜発言しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

公募による自己株式の処分およびオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに係る「監査人から引受事務幹事会社への書簡」および「財務諸表等以外の財務情報に関する調査の報告」作成業務に対し、対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、その他会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することといたします。

VI. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社グループの業務の適正を確保するための体制を整備する。

1. 当社および当社子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社取締役会は、当社グループの取締役、執行役員およびその他の使用人が、経営理念および行動規範に則って、法令・定款および社会規範を順守した行動をとるための取り組みを統括する。また、当社取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直すとともに、内部統制システムの充実に努める。
- (2) 当社取締役会は、コンプライアンス担当部署を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の構築維持に努める。また、コンプライアンス担当部署は、法令・定款および社会規範に違反する行為の発生または発生するおそれを発見した使用人が、直接に連絡と相談をするための窓口とする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に従い適切に保存および管理する。文書および電磁的媒体に記録された情報の効率的な利用と情報セキュリティに関しては、必要に応じて見直しを行う。

3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクを評価し管理するため、リスク管理規程に則って経営リスクを管理する。
- (2) 取締役会のほか、業務統括会議において営業上の問題、経営上の問題、海外の事業概況等の諸々の問題を全社的な視点で検討・評価し、当社グループが直面する可能性のあるリスクについて有効な対策を実施できるようリスク管理体制の構築および運用を行う。
- (3) 当社および当社グループに危機が生じた際は、当社代表取締役が統括し、管理本部担当取締役が委員長となるリスク管理委員会の指揮のもと対応する。

4. 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社および当社グループの取締役会は原則月1回開催し、法定決議事項のほか重要な経営方針、重要な職務執行に関する事項の決定を行うとともに、取締役および執行役員の職務執行状況の監督等を行う。
- (2) 執行役員は、取締役会の監督のもと、経営目標が効率的かつ適正に達成されるよう担当業務を執行する。

5. 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社のグループ会社の管理は、関係会社管理規程に基づき担当部署を設置し、管理本部担当取締役が統括する。
 - (2) 当社代表取締役は代表取締役直轄の内部監査担当部署を設置し、当社およびグループ会社における業務の執行状況の確認・評価を行う。
 - (3) 当社代表取締役は、内部監査担当部署から報告を受け、取締役会で当社およびグループ会社の業務の改善方針について審議を行い必要な対応を指示する。
 - (4) 内部監査担当部署は、業務執行状況の確認を通じて発見した改善事項について、各部門等に対して助言を行い、業務の適正を確保するための体制の強化を支援する。

6. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
管理本部担当取締役は、当社グループ会社に対してその業績、財務状況その他営業上の重要な事項などについて、定期的・継続的に報告させるものとする。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役は、その職務を補助するための使用人を置く場合、その任命、異動、評価、懲戒については、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。
 - (2) 当該使用人は監査役の補助業務に関し監査役の指揮命令下に置くものとする。

8. 当社および当社子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 監査役は、取締役会等重要会議への出席や経営者との情報交換および会社の意思決定に係る重要文書の閲覧を通じて、会社経営全般の状況を把握する。
 - (2) 当社および当社グループの取締役、執行役員およびその他の使用人は、監査役に対し、以下の事項についてはいつでも報告ができるものとする。また、当社取締役会は企業倫理相談窓口規程をグループ共通の規程として定め、報告をした者に対する不利な取扱いを禁止する旨を定める。
 - ① 取締役の職務執行に関しての不正行為、法令・定款に違反する等コンプライアンス上の問題
 - ② 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ③ 重要な情報開示事項

- (3) 取締役、執行役員およびその他の使用人は、監査役が当社の業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
9. **監査役**の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項ならびにその他の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、監査役会規程および監査役監査基準に基づき、監査の実効性を確保するとともに、内部監査担当部署および会計監査人と緊密な連携を保ちながら適正な監査を行う。
- (2) 当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

10. **反社会的勢力排除に向けた体制**

当社およびグループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。また、SINKOグループ行動規範に反社会的勢力への対応を規定しグループ内に周知するとともに、反社会的勢力から接触があった場合には、必要に応じて警察その他関係機関と連携して組織的な対応を行う。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	31,136	流動負債	15,033
現金及び預金	10,323	支払手形及び買掛金	8,241
受取手形及び売掛金	19,342	短期借入金	2,484
商品及び製品	569	1年内返済予定の長期借入金	353
仕掛品	483	未払法人税等	1,045
原材料	715	未払消費税等	578
繰延税金資産	358	賞与引当金	535
その他	266	株主優待引当金	41
貸倒引当金	△922	厚生年金基金解散損失引当金	118
固定資産	20,287	その他の他	1,634
有形固定資産	11,941	固定負債	4,659
建物及び構築物	4,865	長期借入金	1,407
機械装置及び運搬具	579	繰延税金負債	549
工具、器具及び備品	328	再評価に係る繰延税金負債	917
土地	5,759	役員退職慰労引当金	35
建設仮勘定	408	退職給付に係る負債	1,383
無形固定資産	1,746	長期未払金	322
のれん	1,265	その他の他	42
ソフトウェア	168	負債合計	19,692
その他	311	(純資産の部)	
投資その他の資産	6,600	株主資本	26,972
投資有価証券	5,007	資本金	5,822
退職給付に係る資産	296	資本剰余金	5,923
繰延税金資産	85	利益剰余金	15,230
その他	1,234	自己株式	△4
貸倒引当金	△24	その他の包括利益累計額	1,675
		その他有価証券評価差額金	1,458
		土地再評価差額金	△702
		為替換算調整勘定	742
		退職給付に係る調整累計額	177
		少数株主持分	3,082
		純資産合計	31,731
資産合計	51,424	負債・純資産合計	51,424

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		39,189
売上原価		27,156
売上総利益		12,032
販売費及び一般管理費		7,779
営業利益		4,252
営業外収益		
受取利息及び配当金	92	
持分法による投資利益	142	
その他の	266	501
営業外費用		
支払利息	59	
その他の	58	117
経常利益		4,636
特別損失		
減損損失	13	
厚生年金基金解散損失引当金繰入額	118	131
税金等調整前当期純利益		4,504
法人税、住民税及び事業税	1,774	
法人税等調整額	△118	1,656
少数株主損益調整前当期純利益		2,848
少数株主利益		238
当期純利益		2,610

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	5,822	4,924	13,181	△580	23,347
会計方針の変更による累積的影響額			△61		△61
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,822	4,924	13,120	△580	23,286
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△500		△500
当 期 純 利 益			2,610		2,610
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		999		576	1,576
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	999	2,109	576	3,686
当 期 末 残 高	5,822	5,923	15,230	△4	26,972

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	805	△799	389	104	499	2,934	26,781
会計方針の変更による累積的影響額							△61
会計方針の変更を反映した当期首残高	805	△799	389	104	499	2,934	26,720
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△500
当 期 純 利 益							2,610
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							1,576
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	653	96	353	72	1,176	148	1,324
当期変動額合計	653	96	353	72	1,176	148	5,010
当 期 末 残 高	1,458	△702	742	177	1,675	3,082	31,731

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,180	流動負債	8,243
現金及び預金	6,163	支払手形	186
受取手形	3,146	買掛金	4,734
売掛金	7,625	短期借入金	1,360
原材料	1	1年内返済予定の長期借入金	345
仕掛品	0	未払金	23
前払費用	7	未払費用	224
繰延税金資産	181	未払法人税等	705
その他貸倒引当金	87	未払消費税等	250
固定資産	20,834	前受金	21
有形固定資産	7,002	預り金	70
建物	1,555	賞与引当金	211
構築物	32	株主優待引当金	41
機械及び装置	1	厚生年金基金解散損失引当金	49
車両運搬具	2	その他	18
工具、器具及び備品	102	固定負債	7,364
土地	5,308	長期借入金	1,373
無形固定資産	90	関係会社長期借入金	4,000
ソフトウェア	89	繰延税金負債	286
電話加入権	0	再評価に係る繰延税金負債	917
その他の他	1	退職給付引当金	470
投資その他の資産	13,741	その他	316
投資有価証券	2,752	負債合計	15,608
関係会社株式	10,177	(純資産の部)	
関係会社出資金	8	株主資本	22,024
長期前払費用	20	資本金	5,822
前払年金費用	49	資本剰余金	5,923
生命保険積立金	592	資本準備金	1,455
その他	164	その他資本剰余金	4,468
貸倒引当金	△24	利益剰余金	10,282
		その他利益剰余金	10,282
		別途積立金	2,040
		繰越利益剰余金	8,242
		自己株式	△4
		評価・換算差額等	381
		その他有価証券評価差額金	1,083
		土地再評価差額金	△702
資産合計	38,014	純資産合計	22,405
		負債・純資産合計	38,014

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		20,375
売 上 原 価		14,032
売 上 総 利 益		6,342
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,691
営 業 利 益		2,651
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	753	
そ の 他	292	1,046
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	81	
そ の 他	19	101
経 常 利 益		3,596
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	45	
厚生年金基金解散損失引当金繰入額	49	94
税 引 前 当 期 純 利 益		3,501
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,123	
法 人 税 等 調 整 額	12	1,136
当 期 純 利 益		2,365

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	5,822	1,455	3,468	4,924
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,822	1,455	3,468	4,924
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			999	999
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	999	999
当 期 末 残 高	5,822	1,455	4,468	5,923

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	2,040	6,438	8,478	△580	18,643
会計方針の変更による累積的影響額		△61	△61		△61
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,040	6,376	8,416	△580	18,582
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△500	△500		△500
当 期 純 利 益		2,365	2,365		2,365
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				576	1,576
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	1,865	1,865	576	3,441
当 期 末 残 高	2,040	8,242	10,282	△4	22,024

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	632	△799	△167	18,476
会計方針の変更による累積的影響額				△61
会計方針の変更を反映した当期首残高	632	△799	△167	18,415
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△500
当 期 純 利 益				2,365
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				1,576
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	451	96	548	548
当 期 変 動 額 合 計	451	96	548	3,990
当 期 末 残 高	1,083	△702	381	22,405

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月20日

新晃工業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中川 一之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 廣田 壽俊 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新晃工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新晃工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月20日

新晃工業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中川 一之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 廣田 壽俊 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新晃工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月20日

新晃工業株式会社 監査役会

常勤監査役	小田順児	Ⓔ
常勤監査役	山上久夫	Ⓔ
社外監査役	山田積	Ⓔ
社外監査役	峯岸瑛	Ⓔ

以上

株 主 総 会 参 考 書 類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は財務体質の強化および業容拡充を図る一方、株主各位に対しては業績動向を勘案しつつ積極的な利益還元を行っていく所存であります。また、内部留保金につきましては、長期的な視野に立ち、経営体質の強化ならびに将来の事業展開に活用してまいります。

この方針のもと、当期の期末配当金につきましては、前期に比べ4円増配し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当金に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 14円 総額 380,805,152円

(注) 中間配当を含めた当事業年度年間配当は、1株につき23円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月29日

第2号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制強化のため新たに1名増員し、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	武田昇三 (昭和29年12月27日生)	昭和48年4月 当社入社 平成18年4月 当社執行役員大阪支社副支社長 平成19年4月 当社管理本部製販業務改革担当 平成19年7月 当社営業企画室長 平成23年4月 当社常務執行役員 平成23年6月 当社取締役兼常務執行役員 平成25年6月 当社代表取締役社長兼社長執行役員（現任）	16,900株
2	柏原健二 (昭和22年6月30日生)	昭和41年3月 当社入社 平成12年7月 当社執行役員営業本部長代理 平成13年6月 当社取締役営業本部副本部長 平成15年6月 当社常務取締役技術本部長 平成16年4月 当社専務取締役 平成17年6月 当社取締役副社長 平成18年4月 当社取締役兼副社長執行役員 平成20年6月 当社代表取締役社長兼社長執行役員 平成23年6月 当社代表取締役会長兼社長兼会長兼社長執行役員 平成25年6月 当社取締役会長兼会長執行役員（現任）	18,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	津 澤 勲 (昭和26年9月26日生)	平成15年4月 ㈱東京三菱銀行（現㈱三菱東京UFJ銀行）千葉支社長 平成16年11月 当社入社 当社管理本部副本部長 平成17年6月 当社取締役 平成19年4月 当社取締役兼常務執行役員 当社管理本部長（現任） 平成23年6月 当社取締役兼専務執行役員（現任）	17,800株
4	藤 井 明 (昭和13年1月28日生)	昭和37年6月 当社入社 当社代表取締役社長 平成13年6月 当社取締役会長 平成18年4月 当社取締役相談役 平成20年6月 当社取締役最高顧問（現任）	5,000株
5	小 野 康 宏 (昭和21年1月18日生)	平成8年4月 ㈱東京三菱銀行（現㈱三菱東京UFJ銀行）法人第1部部长 平成8年10月 当社入社 当社管理本部経理部長 兼東京本部経理部長 平成9年4月 当社管理本部副本部長 平成9年6月 当社取締役 平成11年8月 当社常務取締役 平成13年6月 当社管理本部長 平成16年4月 当社専務取締役 平成17年6月 当社取締役副社長 平成18年4月 当社取締役兼副社長執行役員 平成20年6月 当社代表取締役副社長兼副社長執行役員 平成23年6月 当社取締役副会長兼副会長執行役員 平成26年6月 当社取締役相談役（現任）	13,000株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	末永聡 (昭和37年3月8日生)	昭和59年4月 当社入社 平成19年4月 当社東京支社長(現任) 平成20年6月 当社執行役員 平成25年6月 当社取締役兼執行役員(現任)	3,000株
7	板倉健二 (昭和25年10月6日生)	昭和48年4月 当社入社 平成3年11月 岡山新晃工業(株)(現新晃空調工業(株))入社 平成8年6月 当社取締役業務部長 平成11年1月 当社代表取締役常務 平成12年6月 当社代表取締役社長(現任) 平成16年6月 当社取締役(現任)	11,110株
8	藤田充也 (昭和21年8月16日生)	昭和51年4月 大阪地方検察庁検事 平成15年9月 函館地方検察庁検事正 平成17年1月 最高検察庁検事 平成18年6月 弁護士登録、兵庫県弁護士会入会 平成19年10月 神戸家庭裁判所調停委員(現任) 平成20年3月 藤田・金山法律事務所代表弁護士(現任) 平成26年6月 当社取締役(現任)	一株
※9	青田徳治 (昭和37年3月1日生)	平成23年10月 (株)三菱東京UFJ銀行 目黒支社長 平成26年2月 当社入社 当社管理本部副本部長(現任) 平成26年7月 当社執行役員(現任)	1,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任の取締役候補者であります。
3. 藤田充也氏は、社外取締役候補者であります。
4. 藤田充也氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、検事・弁護士として培われた豊富な経験と専門知識を、当社の内部統制の改善ならびにコンプライアンス強化に活かしていただき、同氏から客観的かつ適切なアドバイスを期待できるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社取締役の在任期間は本総会の終結の時をもって1年であります。
5. 当社と藤田充也氏の間では、現在、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、藤田充也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が取締役にも再任され就任した場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。

第3号議案 監査役4名選任の件

現在の監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	おだ じゅん じゅん 小田 順 児 (昭和21年6月4日生)	昭和46年8月 当社入社 平成13年6月 当社執行役員大阪支社長 平成15年1月 ㈱サン・マテック常務取締役 平成16年2月 当社大阪支社長補佐 平成21年6月 当社監査役（現任）	7,420株
2	やま だ つもる 山田 積 (昭和17年9月29日生)	昭和40年4月 日本触媒化学工業㈱（現㈱日本触媒）入社 平成10年6月 同社取締役 平成14年6月 同社常務取締役 平成16年6月 同社専務取締役 平成17年6月 同社顧問 平成18年6月 日本ポリエステル㈱取締役 平成18年6月 当社監査役（現任）	3,000株
3	みね ぎし あきら 峯 岸 瑛 (昭和22年9月24日生)	平成9年1月 ㈱東京三菱銀行（現㈱三菱東京UFJ銀行）八重洲通支店長 平成11年5月 ミドリ安全エア・クオリティ㈱代表取締役 平成11年8月 ミドリ安全㈱取締役 平成14年8月 同社常務取締役 平成20年8月 同社常務理事 平成21年5月 峯岸瑛コンサルティング事務所代表（現任） 平成23年6月 当社監査役（現任）	一株
※ 4	かね だ けい し 金田 敬 史 (昭和25年7月2日生)	昭和48年4月 当社入社 平成10年4月 当社管理本部企画部長 平成21年6月 当社執行役員管理本部企画・人事部長 平成23年6月 当社管理本部企画・人事部顧問 平成24年2月 当社管理本部企画・人事部長 平成27年4月 当社管理本部人事・総務部長（現任）	6,662株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任の監査役候補者であります。
3. 山田 積と峯岸 瑛の両氏は、社外監査役候補者であります。

4. 社外監査役候補者とした理由
 - (1) 山田 積氏につきましては、他社役員として長年にわたり培われた企業経営の豊富な経験や実績、幅広い知見を有しており、経営全般について広範かつ高度な視野で監査していただくことが期待できるため、社外監査役候補者といたしました。なお、同氏の当社監査役の在任期間は本総会終結の時をもって9年であります。
 - (2) 峯岸 瑛氏につきましては、金融機関における長年の経験および経営者としての高い見識と豊富な経験を有しており、経営全般について広範かつ高度な視野で監査していただくことが期待できるため、社外監査役候補者といたしました。なお、同氏の当社監査役の在任期間は本総会終結の時をもって4年であります。
5. 当社と山田 積および峯岸 瑛の両氏との間では、現在、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、山田 積氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が監査役に再任され就任した場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開催の時をもって、平成26年6月27日開催の第65回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役小西啓右氏の選任の効力が失効しますので、あらためて、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
小西啓右 (昭和18年2月23日生)	昭和40年4月 関西テレビ放送㈱入社 平成15年6月 同社取締役 平成17年6月 同社顧問 平成18年6月 同社退任 平成20年6月 当社補欠監査役(現任)	一株

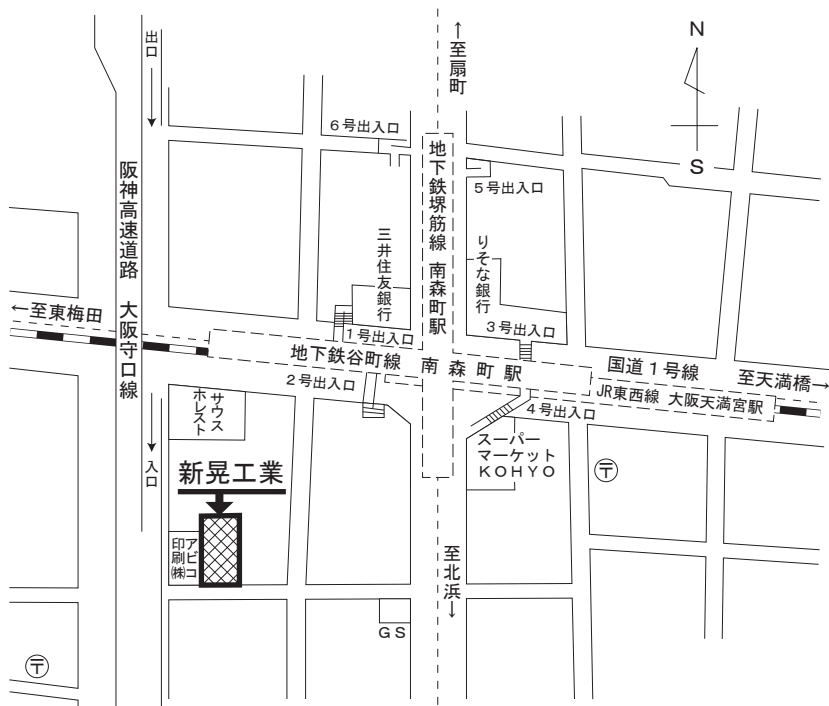
- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小西啓右氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 小西啓右氏は、関西テレビ放送㈱で培われた豊富な経験や実績、幅広い見識を当社監査体制の強化に活かしていただきたいため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 小西啓右氏が監査役に就任した場合、当社は同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。

以上

株主総会会場のご案内図

大阪市北区南森町一丁目4番5号
新晃工業株式会社 5階会議室

本年から株主総会にご出席の株主様への「お土産」はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



JR東西線「大阪天満宮駅」下車
地下鉄 堺筋線・谷町線「南森町駅」下車
地下鉄側2号出口から徒歩約3分です。

お願い 誠に申し訳ございませんが、会場には駐車場設備がございませんので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。